

第 1 1 回千代田区特別職報酬等審議会議事録

日 時：平成27年11月12日（木）

場 所：千代田区役所 8 階 第 3 委員会室

出席者：（委 員）11名（定数12名、欠席：塚本委員）

（事務局）政策経営部長、総務課長

発言者	発言内容
武藤会長	本日は、御多忙のところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。 ただいまから第11回「特別職報酬等審議会」を開催いたします。 本日は、塚本委員は所用のため欠席でございます。上村委員は1時間ぐらい遅刻する。山本委員は今、いらっしゃいました。それから荒井委員が15分ぐらい遅れるということのようでございます。 初めに、前回会議の会議記録をお手元にお配りしております。皆様に御確認いただき、訂正等がございましたら、11月20日までに事務局に御連絡ください。
事務局	本日の審議会ですが、前回の議題をもとに、改めて額の定め方及び額の適否について事務局に資料をつくっていただきました。 事務局より資料の説明をお願いいたします。 事務局でございます。 おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。 資料の御説明をさせていただきます。 右肩に資料番号を付しております資料 1 をおあけいただければと思います。A4の縦 1 枚の資料でございます。 前回の御議論のときにもお示しをさせていただいた資料。前回、委員の皆様方から御指摘をいただきまして、表現を修正しておりますので、その箇所を、色がついていなくてわかりにくいのですが、御説明をさせていただきます。 おさらいを含めまして「額の定め方」ということで、これまで皆様に御議論いただいておりますところを整理したものでございます。 ポツの 1 番目「年収ベースで検討する」ということでございます。 給料月額、報酬月額以外にも期末手当、退職手当あるいは政務活動費などの支給もあって、区民から見て「わかりにくい」ということ。 各職の職責と仕事量に見合う額を検討するためには、給料月額、報酬月額のみでは不十分で、その他の収入を含めて総合的に検証する必要がありますことということで、条例改正も行いまして、この間、御議論いただいていたところでございます。 ただ、全て年収ベースで出すということではなくて、現在の条例上も含めまして、月額ベースで出ておりますので、最終的なものはそういった形で、ただ、この審議会では検討するときにはトータルで検討すべきだというお話でございました。 2 番目のポツでございます。「各職の責任と仕事量について、一般職の最高位である部長職を『100』とした場合の指数で比較検証する」ということでございます。 特別職におきましても、勤務実態がいわゆるフルタイム勤務であるということを前提とするならば、一般職員に適用される原則が同様に適用されるべきであろう。 もう一つは、各職の責任と仕事量に見合う額ということで、区民に対してわかりやすく示すためには、一般職との比較で示すことが望ましいだろう。

もう一つは国のほうでございますけれども、内閣官房で設置をされました懇談会で同様の整理がなされているということも捉えまして、今回、指数をもって検討をしてきたところでございます。

3番目のポツでございます。「政務活動費の一部を報酬へ組み込む」ということでございます。

政務活動費は厳しい報道がなされている中において、区民の皆様に対する説明責任を果たすために、わかりやすく透明性を高めるべきだということ。

政務活動に必要な調査研究費であるにもかかわらず、使えないようなおそれが出てきているということ。

そして、政務活動費のうちおよそ3分の2は、会派ではなく、個人の政務活動に使われていることが多いということで、3分の1は会派運営に使う経費として残して、3分の2を分けて報酬のほうに組み込むという整理がなされてきたところでございます。

この最後のポツ、政務活動費の部分の表現について前回の資料をお出ししたところから若干変えてございます。色がついていなくて申しわけないのですが、③のところでございます。「政務活動費のうち3分の2は」、前は「会派ではなく」という表現がございましたので、「会派ではなく」を加えさせていただきました。前はその次「個人的な政務活動に使われていることが多い」という表現だったのですが、誤解が生じるということで「個人の政務活動に」と改めてさせていただいております。「使われていることが多いということ。このため、会派運営に使う経費(3分の1)と」、その次が見え消しになってございますが、前は「各議員の」というものもなく、「個人的な政務活動に使う経費」となっておったところ「各議員の政務活動に使う経費(3分の2)を分けるべきであること」と訂正をさせていただいております。御確認いただければと思っております。

続きまして、資料2、特別職の年収の表でございます。

そこに部長職の給与の平均を出しておりました。これまで指数のベースとなるところでございますが、それが12月5日号の広報紙で更新されることになりまして、数字が固まってまいりました。人事委員会勧告等を踏まえまして、26年度実績を含めますと若干下がっていたということもありますので、そこに修正をさせていただいております。

左側の値、27年4月1日現在というのは、26年度の実績を踏まえて若干修正をさせていただいておりますので、その旨、御報告をさせていただきます。これが資料2でございます。

その他、特別職の年収あるいは議員の皆様方の年収、それぞれの手当額についての変更点はございません。

続いて、資料3の御説明でございます。

A3の縦判で、特別職の報酬額の比較を出しております。前回シミュレーションの案をお出しさせていただいたときに、降順、高い順番にすると1位だとか、3位だとか、15位だとかというものが出て、それだけでは非常にわかりにくいというお話もありましたので、実際の数字を入れて整理をさせていただいたところでございます。

見方でございます。1ページから8ページまでございます。

1ページが区長、8ページが議員さんという形になっています。それぞれページをめくると副区長、教育長、議長、副議長、委員長、副委員長、議員という形になってございます。

例えば1ページ目の区長でございますが、表頭をごらんいただければと思いますが、千代田区では地域手当を支払っていませんけれども、地域手当を含む給料月額。その右側が期末手当、退職手当、そしてそれを合わせた1年間の年収という形で、それぞれのところで多い順に23区を

並べかえをしております。そういうようにごらんになっていただければと思います。

例えば区長でいいますと、給料月額が最も多いのが北区で138万2,760円。千代田区はずっと下に行きまして、10位で128万円。ただし、これは条例本則でございまして、今までもお話がございましたとおり、千代田区の場合には特例条例で政策的に下げているということもございしますので、現実的にはずっと下に行ってくださいまして、24番目になります。が、「千代田(特例条例)」と書いております。122万9,000円。この額で現実的には支払われているという形でございます。

後ほど最終的な額の適否を御議論いただく際の参考にしていただければと思ってお出ししたところでございます。資料3でございました。

続きまして、資料4でございます。

資料4は、区長、副区長、教育長、特別職の額のいわゆる案といえますか、御議論をいただく際のたたき台としてお示ししたものでございます。

前回、似たような形の資料をお出ししたのですが、それはこれまで御議論をいただいておりました指数値を出すために、その指数値になるためには、給料月額だったり、あるいは議員さんの報酬月額が幾らになったらその値になるのかというような割り返しをして、指数ありきで出しておりましたので、政務活動費云々のところが全くこれまでの議論と整合が合わなくなってしまうという御指摘をいただきましたので、出発点を変えまして、現在の給料月額のところからスタートをするような表になってございます。こちらをあわせて後ほど御議論いただく際のたたき台、御参考にしていただければと思ってお示しをしております。一枚一枚御説明をさせていただきたいと思っております。

資料4、A3の横判の資料、左肩にホチキスどめをしております。

左肩の上のところをごらんいただければと思いますが、「案①(勧告率加算)」と書いてございます。

その下に四角囲みで付記してございます特別区人事委員会の勧告率を参考とし、直近の平成27年を含む過去3年間における同勧告率を加算した0.41%を現行の給料月額に乗じたものとする。その結果、例えば区長であれば給料月額が128万5,000円とする。現行は条例本則ですが、128万8,000円でございますので、月額としては5,000円の増になる。今までの答申ベースですとこのような表現になるのかなと思っております。

実際にはその下の表のところをごらんいただければと思います。

例えば今の区長のところでございますけれども、表の左、職名の1つ右のところでございますが、「給料月額(現在額)(A)」と書いてございます。その区長のところをごらんいただければと思いますが、128万円となっています。現行条例上、条例本則、特例条例で下げる前の額は128万円でございます。これに0.41%を加算いたします。0.41%というのは、上のところに吹き出しみたいな形で書いてございます過去3年間、25年度から27年度、つい先だつて出されたものまでの過去3年間、前回の答申をいただいた後ということになります。その人事委員会の勧告率をマイナスもプラスも全部足しますと0.41%になります。それを加える形になりまして、端数調整をしていきますと、今度はその隣のBのところ「給料(月額)(1,000円未満切り捨て)」と書いてございます。128万5,000円になります。そういたしますと、Aの現在額128万円と比較をいたしまして、月額5,000円の増になる。従いまして、このBというところから計算をして、期末手当額あるいは退職手当額というものを計算いたしますと、右側のところへ行きまして、右から3つ目のところ「計(年収)(E)=(B)×12+(C)+(D)」と書いてございますけれども、退

職手当も含めた年収の額が区長のところは2,751万5,062円となるということでございまして、現在の額と比較いたしますと、トータルで10万7,062円増額になる。これを部長職を100とした指数と比較すると、207.2になりますよという資料でございます。

おめくりいただいて、資料4の2枚目でございます。

案②としております。これはどこが違うかといいますと、案①の年収額を指数で調整していると書いています。計算の仕方として違いますが、ちょうど真ん中あたりに「一定額を加減して調整」と書いております。「調整額(C)」という欄でございます。単純にここは4,000円、3,000円、2,000円を引いて調整をする。その右「調整後の給料月額(D) = (B) + (C)」と書いてあるところ。その例えば区長であれば128万1,000円を給料月額とした場合という案でございます。そうしますと、区長ですけども、トータルで年収が2,742万9,412円。そうすると現在との差額が2万1,412円の増で、指数としては206.5になりますねということでございます。

前回の答申ベースの表現になりますと表の上のところの四角囲みで、区長の給料月額が128万1,000円、現行128万円と比較すると1,000円の増というような表現になるのかなと思っております。

仮にこの数字にしますとこのような感じになりますよということでございます。

もう一枚おめくりいただいて、案③でございます。

目安ということで整理をしていただきましたけれども、指数というお話をされておりましたので、こういうやり方になりますと、結局のところは前回と同じような整理に近くなってしまうのですが、一番右の「指数」のところを見ていただきますと、案③につきましては、ちょうど区長が200、副区長が150、教育長が130ということで、これまで目標としておりました、御議論をいただいております指数値という形になるのかなと思います。そうしますと、区長の給料月額がおおむね124万1,000円。現行と比較いたしますと、逆に3万9,000円ほど減額をする。そういう数値になるのかなというところでございます。いずれも目標指数となるように、先ほどの案②と同様に、一定額を調整して、「(C)」という欄でプラスマイナスをしまして、年収ベースで指数値になるように調整をして出しているということでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、案④というもの。案②、③、④いずれも一定額を調整するという意味では、計算の仕方は同じでございます。案④は、特に③とほぼ同じなのですが、③と違うところは、最終的な教育長の指数値が130ではなくて125にしている点でございます。それによりまして、若干、教育長のほうも給料月額が下がった形になる。指数という形になりますと、こういう計算になってくるのかなというところでございます。これが資料4でございました。

もう一つの資料5をお開けいただければと思います。今度は議員さんのたたき台でございます。

議員さんのほうは、区長、副区長、教育長とは違って、退職手当はございませんけれども、政務活動費というものがあります。報酬とは性質が異なるのだけれども、額としては、その3分の2を報酬の額のほうに加えて検討すべきではないかという御議論をいただいております。そこで、年収ベースで計算をしていくとどういう形になるのかというのを整理しなければいけないということで資料5をつけさせていただいております。いろいろな数字がありますので、一枚一枚御説明をさせていただきます。

資料5の1枚目、案①でございます。「(勧告率加算)」と書いてございます。これは先ほどの区長等の資料4の案①と同じような形でございます。

ます。現在の報酬月額にこの間3年間の人事委員会勧告の勧告率を加算いたしまして、端数調整をして、そこにさらに政務活動費のうち3分の2相当額である10万円をそれぞれ月額に加算して、そこを出発点として報酬月額とする。それをベースに期末手当を計算して、年収を出すという形になります。ただ、政務活動費といたしましては、これまで月額15万円ということでしたが、そのうち10万円を報酬のほうに額相当分を移しておりますので、残る5万円ということになりますので、そこで計算をいたしますと、年収ベースでは、例えば議長ですと1,830万7,520円ということで、政務活動費も全部含めた年収ベースでいきますと、58万1,128円の増になる。今までの答申ベースの表現でいきますと、左の上のところの四角囲みにありますとおり、例えば議長でありますと、現状は92万1,000円の報酬月額なのですが、これが102万4,000円ということで、10万3,000円の増。ただし、政務活動費については月額5万円とするというような表現が加わるのかなと思いますが、そのような表現になるのかなと思っています。

おめくりいただきまして、案②でございます。

案②につきましては、この間、そこまでの御議論はなかったのですが、問題提起としてはなされておりました期末手当でございます。期末手当についての支給方法を若干変えております。案①に対して、加えて期末手当の分を調整をしているというのが案②でございます。

現在の報酬月額にこの間の人事委員会勧告の勧告率を加算して、さらに政務活動費のうちの3分の2相当額を上乗せするということまでは先ほどの案①と同じでございます。

今、資料5の2枚目、議員の案②というところを御説明しております。

政務活動費の一定額を入れるということまでは同じでございます。その先の期末手当の算出方法なのですが、案①、現状は報酬月額に1.45を掛け、45%の加算をし、さらに支給月数3.65月を掛けるという計算方法になっております。この案②というのは、1.45を掛けない。45%の加算をしないという整理でございます。そうしますと、当然、期末手当の額は下がるのですが、報酬月額そのものが上がっている関係で、最終的なトータルといたしましては、政務活動費をマイナスをして、若干下がるということになります。議長でいきますと、1,662万5,600円。現状との年収の差額は、議長でいきますと、マイナス110万792円。そうしたところの指数。まだあくまでも参考ですが、右側に出ているような形になるということでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、案③でございます。

こちらは、案②と違う点が、先ほどの期末手当の部分の計算の仕方でございます。試しにということでございますけれども、45%の加算をなくしたものが案②でした。45%の加算は残したまま、支給月数のほうを変えてみた。区長、副区長、教育長の支給月数が3.25でございますが、議員さんは現在3.65。これを区長などと同じように3.25に下げた場合にどうなるかということでございます。最終的には、年収ベースでいきますと、議長の年収だけ1万2,792円下がり、ほかの議員さんにつきましては、役職の方を含めまして、期末手当も含めて若干年収が上がる。このような数字になるということでございます。

おめくりいただきまして、今度は案④でございます。

案④につきましては、案③にさらに一定額を調整する。実際にはマイナスをして調整をしておりますけれども、そうするとこれぐらいの、最終的な年収と指数になるというところ。

同様に⑤も同じでございます。一定額を調整する額を変えることによって、最終的に指数の値が変わってくる。年収が変われば当然指数の値

は変わってくるというところでございます。案⑤のところの最終的な指数がこれまで御議論をされてきた指数になっております。議長130、副議長110、委員長100、副委員長92、議員90。それに近づけるということになると、かなりマイナスの調整を要するということになっております。

次の案⑥も同じような計算の仕方ですが、案⑤と違う点は副議長のところの指数値を変えているところでございます。これは前回、会長からお話がありまして、ちょっと変えて計算をしてみてということを出したものでございます。

最後、案⑦でございます。

最終的な指数の値とするために、要は結局、幾らの調整をしなければいけないのかということで、案⑦を試みで出しております。案⑦とそれまでの案と違うところは、案⑦は期末手当の加算あるいは支給月数はいじっていないです。現状と同じのまま1.45を掛け、3.65を掛けた計算方法になっております。ただ、報酬月額を幾らに下げたらこの議論をされてきた指数の値になるのかと単純にそういう調整をしたのが案⑦でございます。指数という形です。

計算の仕方としては、単純に条例上、このように計算をしていくものですから、これまでごらんいただきました案①から案⑦というのはこういう計算の流れになるのですが、御議論いただいております整理といいますか、この間、特に前回の御指摘を踏まえまして、最後、案⑦をおめくりいただいて、同じ⑦なのですが、資料5の最後のところでございます。ちょっと整理の仕方を変えております。一番変えている点は、政務活動費というものの考え方、取り扱いという整理の仕方でございます。

案⑦で出ている数値、一番最後のところですよ。ちょっと大き目の文字になっているものでございます。「(政務活動費の影響を別に整理)」というものでございます。数字としては、指数の値になるための数字でとりあえずこの整理は置いております。「報酬月額(現在額)」は今までお示ししている案は全部同じでございます。そして、現状の年額の報酬月額を12カ月分と期末手当額を足し上げたもの。政務活動費は入ってございません。この年収ベースでいくと、「(B)」の値。ここに人事委員会の勧告率を加算して、その状態で現状の指数というものを出すと大体これぐらいになります。議長120.3から議員さんの80.5というところまでになっています。これを御議論いただいております目標指数値、例えば議長であれば130、議員さんであれば90。こういう形にする。ただ、これには最終的に政務活動費も含めた形でこの指数の値にするというのであればということではあります。

それで、右側のところ、目標指数へ年収を反映させる。ただ、この表の整理としては政務活動費は除いて整理をしております。そうすると、年収ベースとしては、例えば議長ですと1,666万9,970円となって、報酬の現在額、年収のベース、政務活動費を除いた額と比較をすると、議長であれば74万3,578円の増になる。そういった形でございます。これは、上のところで吹き出しみたいな形で出ております「政務活動費60万円(5万円×12か月)」となっていますけれども、「を除く」という言葉が抜けております。申しわけございません。政務活動費を除くという形になります。その分、政務活動費はどうなのだろうということになりますと、月額15万円の12か月、年額でいいますと議員1人当たり180万円というのが現状でございます。これが政務活動費でいいますと5万円掛ける12か月の60万円になる。そういたしますと、単純に120万円の減になるということでございます。それぞれの役職の現状の人数を入れております。税による負担ということで、トータルいたしますと、政務

武藤会長	活動費で見ると3,000万円の減になる。政務活動費というものを別に整理するとこういった形になるのかなと考えておりまして、整理の仕方を分けてつくらせていただいたところでございます。あわせて御議論の素材にいただければと思っております。 長くなりました。資料の説明は以上でございます。 ありがとうございます。 どうもありがとうございました。 今回は指数を中心に考え過ぎたために、現実と指数とをつなげるような形で資料をつくっていただいたということなのですが、順番に、まず資料1の部分ですが、これは前回の指摘を受けて訂正させていただいたわけですが、これはこれで御承認いただけますでしょうか。 (「はい」と声あり)
武藤会長	よろしいですか。 では、これに基づいて、次が額の適否を考えていくところなのですが、今、御説明いただきましたように、なかなか難しいところがございますが、資料3のほうは23区の中で千代田区がどんな位置にあるかということを見るためのものとお考えいただければと思います。例えば資料4で区長さんのところを見ていただくと、案①は現状を指数にしている場合に、207になるということですが、例えば提案している200という資料4の案③を見ていただくと、指数を部長さんの2倍ぐらいの200というものが目安になるのではないかと。そうすると、現在の額から見ると、83万5,088円減になるということなのですが、年収ベースで見ると2,600万円ですが、月額としては、真ん中辺の調整後の給料月額というところで、124万1,000円。現在との差額はマイナス3万9,000円となるわけです。124万1,000円というのは、資料3のほうの区長の23区比較で見るとどのあたりになるのかというと、中野区長さんが124万1,300円ということになりますので、指数200ということをめどに考えると月額が124万1,000円ということになり、それは順位でいくと21番目の中野区のあたりになる。しかしながら、現在を見ると、24番目に千代田区の特例条例で下がっているの、特例条例を考慮することはないのですが、現実には200で提案した場合には、特例条例で減額しているものに近づくというようなことになります。そうすると、特例条例の必要性がなくなるような意味としてこの提案は受け取ってもらえれば、マイナスであるけれども、特例条例で考えた現状よりは高くなるということになります。 区長さんを今見たわけですが、同じように副区長、教育長を見ていくと、資料3の2枚目が副区長で、副区長の調整後の給料月額101万6,000円ということになりますので、そうすると、16位と17位の間ぐらいになるということになりまして、ここも24位の千代田区の特例条例よりも上に位置づけられるということになります。 教育長もついで見ますと、91万3,000円というのが130の数字で、ここは現在との差額も、130とすると34万円ぐらい現在よりもふえることになるのですが、91万3,000円だと5位と6位の間ぐらいになるということになります。教育長は125というのが次の案にありますので、125を見た場合には、資料4の④の数字が、③と④は教育長の部分だけが違って、125という数字にした場合はどうなるかということですが、87万8,000円が資料3の3枚目の教育長のところを見ますと、12位と13位の間ぐらいに位置づけられるという数字ですので、現在の数字よりも下がりますが、それでもまだ特例条例で引き下げた分よりは上になっているように見ることが可能です。 まずは特別職のほうの話でどのようなところに最終的な提案として落ちつくのがいいのか。そこを一度判断した後、次、資料5のほうの議員さんのところに移っていきたいと思います。まず資料4の特別職のこ

番委員	ろでいかがでしょうか。御質問、御意見ございますでしょうか。 いかがでしょうか。この表でわかりづらいところがございますか。 問題は資料４の案③か案④かというところの選択が重要なのか。それとも②のところの現状に即した数字がいいのか。 どうぞ、番さん。 私は基本的に案③か案④がいいと思います。特例条例で、結局は現実的には下げているということ。そういうやり方は余り、本当はこういう金額だけれども、条例で下げるとするのは非常にわかりにくいということであれば、できるだけそういうことをせずに適正なといいますか、理由づけのある数字を出していくことが望ましいかなと思ひまして、指数で考えるという考え方をとりますと、やはり案③と案④ということで、特例条例で調整ということではなくて、こういうような金額で、それを報酬とするという形にさせていただいたほうが非常にわかりやすいと思います。 教育長さんの金額が案③と案④で違いますね。現行が27年10月１日現在なので、各区で教育長の職務の重要性が変わったということでどのように見るのか今後の動きがわからないので、そこは判断しかねるところで、現在の特例条例などの関係で減額している部分を考えると案④でもいいのかもしれないですけれども、そこは判断が付きかねるところです。
武藤会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
平委員	どうぞ。 今の御意見に私も賛成なのですが、指数で決めましょうということにするとしますね。現在との差額、年収が下がってもそれはしょうがないではないか。たまたま特例条例もあるわけで、それよりは上がっているからいいではないかという発想になると思うのですが、区長さん、副区長さん、教育長さんをそういうやり方にして、例えばこの後、議員さんとやると思うのですけれども、議員さんはこんなに下がったらかわいそうではないかとか、そういう話になると整合性がとれなくなるので、その辺も考えたほうがいいのではないかと思います。
武藤会長	そうですね。確かに指数を中心にいくと、議員さんの場合は大きく下がってしまう部分がありますね。
平委員	例えば今後何年後にこの委員会が開かれるかわかりませんが、例えば３年間で近づけていくとか、そういうやり方もあるのかなとは思いました。
武藤会長	おっしゃるとおりですね。 ほかにいかがでしょうか。 指数に関して教育長は130がいいのか、125がいいのかというのは、教育長の職務と責任ということから考えてどうなのかということなのですが、そここのところは合理的に説明するのは大変難しいのですが、堀口委員は教育委員の経験がございしますが、教育長の指数は125か130かというのはなかなか難しいのですが、印象としてはどちらのほうがよろしいとお考えでしょうか。ちょっと難しいですか。
堀口委員 武藤会長	難しくて何とも言えないです。 番委員が指摘された特例条例を不要にするような位置づけ。特例条例というのは恐らく政治的な判断で区長さんが、特別職の皆さんがということですか、引き下げようではないかといって、極めて政治的な意味が高いのかなと思うのです。特例条例を持っているところが千代田区と、区長さんの場合は江戸川区。副区長さんにも適用している特例条例は千代田区だけ。教育長の場合も特例条例があるのは千代田区だけということなのです。そうすると、125のほうが現実にはかなり近づくというこ

中村委員	となのですか。 当事者が政治的に判断するという性格のものですから、ここでの答申として特例条例をやるべきとか、やるべきではないという答申というのは難しいのかなと一つは判断する。それを受けて役所のほうがどう判断するか。そういうことだろうと思います。 ただ、一般的に申し上げまして、役所も議員も収入ということになると説明がすごく難しいというか、一般区民の方から見るとわかりづらい。特別職、議員、執行機関を含めて、できるだけシンプルな形にするほうがいいよねというお話は触れておいていただいたほうがいいかなと思います。特例条例は本当に何だかわからないですね。
武藤会長	確かにシンプルにというか、わかりやすくという、これまで審議会として持ってきたスタンスを最後の最後に特例条例で複雑にするようなところがございますので、特例条例をしなくてもいいような提案というのは考え方としてはあり得るかなと思います。 では、最終的な判断は特例条例を、今度の場合も少し特例条例で引き下げた部分よりも順位的にはちょっと上になりますが、考え方としては、指数は絶対ではありませんが、引き下げ額を見てみると、特例条例で下げるよりも、現実には高いというところから、この場合には、これまで考えてきた指数をある程度優先しながら、この指数については125がいいのか、130がいいのか、非常に合理的に説明するのは難しいのですが、現実との動きの中で見ると、特例条例で引き下げたものと相対的に考えていくと、125のほうが近づくということも含めて、資料4の④、125という提案でここは取りまとめ、最終的にはさらに区としての提案、ここでの答申がこれまではほぼそのまま提案として動いているかと思いますが、なかなか判断に苦しむところですが、案④をこの審議会の答申としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。 (「賛成です」と声あり)
武藤会長	今、上村委員が到着されましたけれども、今、重大な判断をしております、きょうの資料は説明するのに30分ぐらいかかるものなのですが、特別職、区長、副区長、教育長については、お手元の資料4の④の案をこの審議会の意見として答申に反映させようと考えておりますが、それでよろしいでしょうかというところを皆さんにお尋ねしたところ、それでよいのではないかという意見が大勢を占めたといえますか、特に④では困るという異論はなかった。 では、そういうことで進めさせていただきます。 次に資料5を中心に見ていただきたいと思います。議員さん関連の提案ということですが、23区比較のほうの資料3を見ていただきますと、議員さんの位置づけというのは、資料3のまず4ページが議長さんです。現在、議長さんは23区の中では9番目で、年収ベースで8番目くらいになっている。副議長さんは月額報酬が3番目で、年収ベースでは7番目という位置づけです。次に委員長、部長とほぼ同等に考えるのが委員長だろうと、この審議会ではそういう議論をしてきましたが、資料3の6ページ目でいくと、千代田区は月額で2番目、年収ベースでは5番目というところ。副議長はちょっと飛ばしまして、最後の資料3の8ページ目、議員さんですが、議員さんを見ますと月額報酬が4番目、年収ベースで8番目というような位置づけになっているということであり。 どうでしょうか。議員さんで考えたほうがいいのか、議長さんで考えたほうがいいのか。表を見ながら、議長さんは4ページ、議員さんは8ページ。4と8を主として見ておきたいと思うのですが。
山本委員 武藤会長	議員のほうがわかりやすい。 議員のほうがわかりやすいですね。普通の議員さんで比較するという

事務局 武藤会長 事務局 山本委員 武藤会長	ことでいきますと、資料5のまず案①が現在の水準ということで、月額報酬61万6,000円に0.41%を加えて61万8,000円になる。そして、そこに政務活動費を加えていくと、指数が98という数字になって、現在との差額は56万円のプラスになるということになります。 そこからいろいろな案が出てくるのですが、②のほうは期末手当の45%加算を廃止という案なのですが、これは議員さんのところを見ると61万5,480円という大きなマイナスになって、指数も89まで落ちてくるということになります。 今度は資料5の案③でいくと、3.65ではなくて、3.25にすると、政務活動費が加わることもあって、現在との年収の差は14万7,395円のプラスになって、指数は94.9になる。 案④は、これは調整してみる。ここで初めてそういう今の基本的な計算の仕方ではなくて、3.25、ここは一定額の調整額、マイナス1万円という調整をしながら3.25の期末手当にした場合はマイナス1万9,730円の93.6という指数になる。 案⑤は、一定額の加算の調整を3万8,000円までふやした場合、先ほどの④は1万円だったものを3万8,000円までふやすと90という指数になる。要するにここは90という指数がこれまでの議論の中で出ていたもので、指数を90にするためには、調整額として3万8,000円を引かなくてはならないという数字になると、トータルでも48万7,680円減額になるというのが案⑤ということになります。 次のところは、案⑥は副議長の部分だけ変更しているものですから、一般議員の報酬については同じ数字ということになります。 案⑦は、今度は、調整額としてマイナス6万1,000円というかなりの額を減額するのですが、そのかわり期末手当は3.65、現状を維持すると、マイナスは49万1,008円で、指数は90.1。指数は変わらない。これは計算方式を調整額と期末手当の関係を考えながら動かしてみるとそうなるということであります。 議員さんについて見たときに、指数を中心にするとうちでも現状よりも下がってしまうということになりますので、ここは議員さんの93でも下がってしまうので、94.9という③の案が95、部長さんの給料から若干、5%ぐらい引いたところが議員さんの指数かなというようなことを考えていくと、ここは現状よりもちょっとプラスを考えなくてはならないという数字になるということです。 最後の案⑦を政務活動費の影響別に整理をすると、合計で3,000万円がマイナスになるという数字になるのですが、この意味なのですが、3,000万円がマイナスになるというのは、区の税負担が3,000万円浮くということになるのでしょうか。そうではないですね。 政務活動費というものだけを考えたときにはこういう形になります。政務活動費は今まで月額、議員さん1人に対して15万円。年額ですと掛ける12で180万円ありました。その25人ということが、月額5万円の12カ月の60万円の25人分という形になりますので、政務活動費だけで見ると、その増減としては3,000万円のマイナスになりますという整理になります。 でも、その部分が報酬として入っていく部分に加わるのですから、区の全体の支出は増えることになるのですか。そうではないのですか。 それを足してトータルとしてどうなのかとなると、1枚前の案⑦のところをごらんいただいた数になる。最終的な年収ベースで全部足して計算するとこれだけマイナスになりますと。この指数で捉えていくならばということになります。ちょっとわかりにくいのですが。 本当にわかりにくいね。 中村委員、どうぞ。
---	--

中村委員	計算上は政務活動費を入れて、計算上必要だということでやって比較するためにやっているだけです。ただ、本来は全然別の性格のもので、計算上やっても、最終的な判断は別のもととして理解をしなければならぬのだらうと思うのです。年額報酬がふえますよ、減りますよという共通認識が1つと、その結果、政務活動費はこう変化しますよと。そして、トータルで税金からの支出はこう変化しますよという形で整理する必要があると思うのですが、ただ、実際にはアップ率などが加わってきますので、若干の変動はあると思いますが、そう単純ではないと思いますが、そうしないと、区民から見てわかりづらいのかなと思いますが、資料作成者としては、それは一番最後が見やすいということでもいいのでしょうか。違うのですか。
事務局	そういう形で、今、中村委員のほうで御指摘いただいたような形で、政務活動費と報酬というものを分けて整理をしたものが一番最後、⑦でございまして。そういう形で整理をさせていただきました。御指摘いただいていたように、全部とにかくお金に色をつけないで、年収ベースにして、手当も報酬も政務活動費もとにかくもらえるものを全部年収と位置づけて、計算をする上では1個前の⑦のところまでごらんいただいたような計算の仕方になります。ただ、最終的に政務活動費はどうなのということになりますと、こういうことになりますという整理でございます。
武藤会長	案⑦の議員の報酬月額71万8,000円というものは、23区の比較のほうでこの数字を入れると、断トツ1位になってしまうということは、説明がこの表の中で、政務活動費を多くの区は別枠にしているわけですね。でも、千代田区は入れましたとなると、断トツ1位になってしまうのですが、そのところをきちんと23区のほかの、千代田区もこれをつくりますが、ほかの22区もつくったときに千代田区は断トツ1位になっているという、そのときにきちんと政務活動費はここを含めているのです。個人の政務活動費を含めて報酬に入れていますときちんと説明をしないと、断トツ1位になって、23区の比較の表の意味がほかと違うということになってしまいますので、その説明は、22区に対してもしなくてははいけないと思いますが、でも、これでもトータルで言うと、90だと下がってしまいます。 ですから、やはりほかの特別職の場合は、これまで考えたのは、現実には下げている特例条例というものがあるから、それも比較をすると、現実には下がっているけれども、実質としては下がっていないということが言えるのですが、今度は議員さんの場合には特例条例がありませんので、実際に下がってしまう。世の中が0.41%上げろと言っているときに実質下げるといのはなかなか難しいかなと思っておりますので、そこを下がらないようにするためには、年収ベースで1万9,730円下がるというのはほとんど誤差のうちのようなものですから、むしろ税金で取られることも考えていくと、もっと実態がマイナスになっていくのだろうと思いますから、せめてここは案④とか案③、議員さんに関してということですが、議員さんに関しては減額にならない数値がいいのかなと。
番委員	番委員、どうぞ。 あと、期末手当の係数ですね。考え方。これは、現行は3.65ですか。区長、副区長さんとは違う数字が用いられているのですが、何か特別な理由があるならともかくなののですが、ないならば同じにしていく方向がいいかなと。やはり現在との差額を考えると、案③とか、3.25を同じ、期末手当の係数を同じにすると考えると、案③ぐらいでもいいのかなとは思っているのです。やはり下げるのは、現実的に下がるのがちょっと。それで、先ほど平委員がおっしゃったように、今後また様子を見てという形で、指数は近づけていくことはできるのではないかと思います。

武藤会長 山本委員	ほかに。 私はずっと黙って聞いていたのですけれども、報酬月額と政務活動費ときちんと、こうミックスしないで、別々の資料にしたほうがいいのではないかと思います。というのは、報酬は税金の対象になっていますから、税金の対象外なのが政務活動費でしょう。だから、あくまでも政務活動費のほうの分担金なのだから、そういうようにきちんと分けてやらないとみそもくそも一緒になってしまうと、どう考えても金額が大きいとか少ないとかとなってしまうだけで、報酬が少ないとか、政務活動費が少ないと言っている分にはよくみんなが理解できると思うのです。
武藤会長	その点については中村委員からの提案もあって、私の個人的な経験もあって、政務活動費が千代田区は15万円ですが、実質、個人の政務活動に使う部分と会派として使う部分がわかりづらい。しかも、個人として使う場合の使い方については、いろいろと人によって考え方が違って、厳しいマスコミは厳しくそこを追及するし、もう少し柔軟に考えていいのではないかとというマスコミは特に問題としないということがあって、以前にも申し上げましたけれども、私の知り合いのなどは政務活動費はもう使わないと。せっかくあるのに使わないと言っている方もいて、そこは全部、各議員さんとして行う活動を制約することになっているのです。それは好ましくないと考えてよいのではないかと思います。今回も会派の部分は純然たる会派として使っていただくというものと、個人の部分はもう少し使いやすくする。そのかわり税金を払っていただきますよという、私たちの大学の研究費も両方選べるようになっていたり、あるいは全部公的な研究とか、そこに使わなくてはいけない。個人的に本を買うことも全部そこがチェックをするような。これはなかなかチェックが難しいものですから、議員さんの政務活動費についても、現在の15万円のうち10万円を報酬として使いやすくするというのが今回の趣旨ということなのです。そこは御理解いただけたらと思うのですが。
山本委員	報酬費は税金がかかるのだからきちんとして、政務活動費は団体があるのだから、その団体に全部出しておく。あくまでも税金の対象にならないお金を渡すのと、税金の対象になるお金を渡すのときちんと分けておかないといけないと思うのです。
武藤会長 中村委員	中村委員、どうぞ。 それはおっしゃるとおりだと思います。税金の対象になるものと、税金を中心に考えるというのはちょっと変な話でありますけれども、結果的には税金対象のものと報酬。全部受け取った個人が責任を持つものとは性格が違うよということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、先ほどから事務局の説明をいただいたように、計算上それはあえてごっちゃにしますけれども、最後には整理しますよというやり方をしていると思います。この表はです。ただ、途中までの表を見るとごっちゃになってしまっているのではないかと。前回の審議会がそこで混乱をした、行き違ったという経過があるというので、わかりづらいのですが、わかりづらいのは途中までで、最後のところで整理をすればいいのだろうと一つは思います。 もう一つは、そういう意見が議員の中にもあるのです。今まで聞いている範囲では、税金を取られるから嫌だなという方も率直にいらっしゃいます。ただ、昔はこういう言い方が正しいかどうかわかりませんが、議員の収入についても、まあまあ緩やかな時代もありまして、しかしながら、時代の流れがずっと変化してきまして、納税者の目というものもかなり厳しくなって、きちんと襟を正さなければいけないなという状況になってきまして、自分たちもよく説明できないような収入を受けていていいのだろうかという疑問も出てきていることは確かなのです。ここ何年間か世間でも政務活動費が第二報酬ではないかなどという御意見を

	いただいたりしながら、その使い方についても御批判をいただいていたという事実経過もありますし、それらを受けて、何とかしなければいけないなということで、千代田区議会の中でもいろいろな声が出始めているという実態があります。その空気もかなりこの報酬等審議会は反映しているのだと思うのです。 もう一つ、政務活動費をこうしろということで報酬等審議会で決めることはできません。これは性格が全く違って、議会の中におっしゃるとおり、独自のものがありまして、そこで幾らがふさわしいかということ判断することになっていますが、ただ、今回の報酬等審議会はトータルでやってくださいよ、議員の活動がしやすいあるいは区民から、有権者、納税者から見てわかりやすいような仕組みにしてくださいよという前提がありますから、ひっくるめてやってきたのだろーと思いますが、本来は別なものだと。これを最終的に決めるときには、まず区長と議会が相談しなければだめなのだと思います。政務活動費を区長のほうからこうしろということではできませんので、議員のほうがその税金がつかない部分について、そういう答申を受けて私たちはどうしましょうかという一つの検討。では、いつやりましょうか。これでいいのか、拒否をしましょうとか、それは議会のほうにも任せられませんので、我々は答申しただけです。あとは議会側がどう判断するか。区長側がどう判断するか。もしかしたら、共通のテーブルをつくって、これを受けてどういたしましょうかと。そうは言うけれども、現実対応でどうしましょうよとか。あるいは極端にわかりやすく言えば、来年にしませんかと。いろいろな話がなされると思いますが、そこはやはりここで決めるのではなくて、当事者に決めていただくことが一番現実的なのだろうと私は思います。
武藤会長	なるほどね。ですから、ここが最終的な制度につながっていくというよりも、その最初の提案をここでしていると考えて、その後、議会と執行部との条例として提案していく場合の議論があるということですね。
山本委員	ということで御理解いただけたらと思うのですが。 会長にお願いがあるのですけれども、事務局がこれを全部読み上げてくれて、資料1とか2とか、ページが途中は書いてあるけれども、これは丁寧だなと思ったら、書いていないのですね。これは会長が経験者だと思うのですけれども、何ページをお開きくださいといったらすぐ理解できるのですよ。ところが、資料2をお開きください、資料3をお開きくださいとどこにあるか探すのが大変なのですよ。これをページに全部書きかえていただけますか。加えていただくということですね。そうしないとわかりにくいですよ。
武藤会長	今見ているのは資料5ですが、資料5は右上のところに案①、案②と書いてありますけれども、これがページがわりの、ページを確定するための番号として、今回については御理解ください。
山本委員	今回は、会長に全部やっていただいているから、理解できます。だけれども、これからやるときに、全部ページ数があれば簡単でしょう。混乱してしまいますよ。
武藤会長 山本委員 事務局	そうですね。資料3はページがついていたのですけれどもね。 事務局、どうですか。 事務局として配慮が足りなくて大変申しわけございませんでした。失礼いたしました。
山本委員	前回もこういうことがあって、ページを書けと言ったことがあるのですよ。
武藤会長	それでは、議論のほうに戻りますが、資料5の案③の議員さんの部分について、ここをもう一度確認しますと、月額報酬の61万8,000円は0.41を足したもの。それに政務活動費10万円を加えると、10万2,000円

藤原委員	のプラスになるのですが、期末手当のところを3.65にしている。これを特別職と同じように3.25にするということを含めていくと、現在の差額はプラスの14万7,395円になって、指数としては95という数字になる。こういうことで考えていくというところでよろしいでしょうか。 どうぞ。 当たり障りのない数字だと私も思いますけれども、先ほどからお話をずっと伺っていると、指数といっても、係数といっても、要するにフィクションなのですね。ですから、3.65から3.25にすればでき上がった結果はそんなに外れていないとか、穏やかな数字になってくる。先ほど来のお話を大まかに言えばそういうことだと思うのです。私は、こういう数字というのは、一体どれぐらいが労働評価として、あるいはお仕事の質に敬意を払うためにはどれぐらいが適切かというようなことについては誰も判定はできないと思うのです。この23区の比較などを見ても、23区の財政力は大きさも何もかも全部違うわけですね。その中で千代田区が余り断トツではまずいかなとか、余り下でもみっともないかなとか、そういう適当な判断を組み込みながら、おおよそ無難なところでまとめましょうと。平たく言えばそのようなことになっているという気がするのです。私はこういう数字というのは、厳密には答申をしたものが、きちんとしたそれに応ずるアウトプットを出して、見合ったらばそれは適切であったという判断はできますけれども、こういうものは出てこないですね。議員さんの仕事とか、行政の仕事とかというものは、1つのプロジェクトの成果はわかったとしても、全体として報酬に見合ったアウトプットであったかというようなことは誰にもわからないと思うのです。ですから、やはり説明がつくということであれば、私も先ほどからパズルみたいだなと思いながら伺っていたのですけれども、3.25であれ、3.65であれ、そういうものを生み出すような方法がきちんとここでみんなに納得できて、説明ができて、23区に出しても別段余りみっともないというようなところでおさまれば、私はそれでもいいと思うと思っています。 つまり、こういうものは長い歴史の中で積み上げられてきた金額であったり、慣行であったりするわけですから、ここでここもおかしいと言いつつ切ら、つづけば切りがないのではないかと。ですから、そういう判断で私は先ほど来、会長が時々出しておられるお考えに賛成いたします。
武藤会長	ありがとうございます。 案①は現状よりも大分高くなってしまうということで、ちょっとこれは高くなり過ぎだという判断ができるかと思うのですが、案②は45%の加算を廃止して、ここはかなり大きな意味を持ちますね。これも、これまでの経緯との関係で、大きな減額になり過ぎて、今ここですぐに45%の加算を廃止するという議論はなかなか難しいかなと思うのですが、次のところは、45%はつけているけれども、3.65を3.25に引き下げる。それが政務活動費の加算といくと、大きな差が出てこないというのが案③ということになります、その次からは調整額を加えながら、そう言えば、3.65と3.25の違いというのは、0.4の差があるというのは、たしか全国的な調整手当がありますね。地域手当を千代田区は廃止したときに引き下げたかなと思うのですが、その前は全部3.65だったのかなと思うのですが。
事務局	この間、報酬審、この審議会でもって答申をいただいているながら、長い年月の中で答申をいただいて、特別職のほうだけ、期末手当を変えてきた。人事委員会の勧告などを参考にしながら、社会経済状況に応じながら変えてきたというようなとき、具体的に言うと、下げてきたという中で、その議員さんの下げ方。先ほど中村委員がおっしゃいました、答

武藤会長	申を受けてどう条例化するかというところの中で、はっきり言って、一時的にその答申を受けて、そのように条例を反映させたのです。ただ、それを恒久的に本則を下げたままにずっとしたというのが特別職のほうで、議員さんは答申をいただいたその期間だけ下げましょうということ、その期間を過ぎて本則にまた戻ってしまったというようなところがあって、どちらかというと、そこでずれてきたという経緯があるようです。 そうですか。わかりやすくするというのでは、議員さんと特別職が期末手当の部分の数値が違うというのは、わかりにくくしているということだし、指数をせっかく出して、特別職と議員の皆さんとの指数などの比較の意味でも、それを計算するための数字の基礎の、こういう指数が違ってくると、3.25なのか、3.65なのか。そこも3.25に統一したほうがわかりやすい。ただし、1.45を1にするというのは、これは大きな変化になるので、ここも特別職が1.45なのですから同じにするということを考えていくと、1.45の3.25を掛けていくということで、特別職と議員との考え方の違いはなくなる。 問題は、資料5の3枚目、案③でいくと、議長さんがマイナスになって、それ以外はマイナスの金額も、年収ベースで1万2,000円ですから、誤差のうちと言うと失礼ですが、ここはマイナスになりますが、許容していただいて、そうしないと、議長さんだけ補数の係数を入れていけないといけませんので、例えば次の資料の④などは調整額として1万5,000円と下げているのですが、議長さんだけ入れなければいけないということになってしまう。副議長は年収ベースで5万3,908円、委員長は11万2,000円、副委員長で12万9,000円。これまでの議論から言うと、副委員長というのは、職務と責任ということからいくと、ちょっと高いかなという感じもありますが、余りここは指数を触らずに、案③が答申だと。ここでの提案だとしたらどうかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。資料5の3枚目ということです。
番委員 武藤会長	私は賛成します。 そうですか。指数をもうちょっとならしていくと、130、120、提案の数字は110。130、110で少し上ですから、この後の変動を見ながら、非常に近い、副委員長が指数としては高いのですが、この場合、ここだけ調整額を入れるということになってしまいますから、ちょっとやりづらい。議長さんと副委員長だけ調整額を入れるということのもやりづらいので、その合理的理由が指数に合わせるということになると、指数を優先し過ぎることになりますから、今回は案③でということなのですけれどもね。それがいいかなと思うのですが、ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。
山本委員 武藤会長	よろしいですか。 中村委員、山本委員、いかがですか。 許容範囲内という理解で。難しく考えるとややこしい。 それでは、審議会として資料5のほうは案③で、資料4のほうは案④でということで意見がまとまりましたので、これを中心に次回、答申案を書いていただくということで、次回以降進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
山本委員 武藤会長	了解です。 それでは、ちょっと時間が早いのですが、ほかに議題がなければ、これで終わりたいと思いますが、事務局、何かございますでしょうか。
事務局	今、御議論いただきました結果のところの、議員さんのところの案③でございませうけれども、今、電卓をたたいてみました。参考まででございませう。計算上は政務活動費を全部ひくくめて、最終的に年収額として計算をしたところ、年収は、資料5の案③のようになりますよという

武藤会長 事務局 武藤会長 事務局 山本委員 武藤会長	整理でございます。この年収額、右側から３つ目のところです。指数、現在との差額の左側、計の年収のところ。これには政務活動費としての月額５万円掛ける１２カ月の６０万円が入った額になっています。それでの指数です。試しにこの６０万円を除いてみて、６０万円を別個にして、年収額をそれぞれ、ここから６０万円を全部それぞれ引いて、それで指数を出してみますと、端数は全部カットしてはいますが、議長が１２８、副議長が１１４、委員長が９８、副委員長が９４、議員さんが９０。 そうですか。考えていた望ましいと思われる指数に近づいているわけですね。 ということでございますので、参考でございます。 それが合理的なのかどうか分かりませんが、これまで考えて議論してきたことが、その線が余りずれていなかったということの意味するのかなと思います。どうもありがとうございました。 特にほかに事務局ございますか。次回の日程は。 次回でございます。いつもながら大変恐縮でございますが、私ども議会が入るものですから、１２月９日以降で調整をさせていただければありがたいと思っております。 １２月１０日はどうですか。 事務局も１０日でしたら、大丈夫でしょうか。 よろしいですか。 では、１０日１０時からということでよろしく願いいたします。 では、そのほか委員の皆さんからも特に御意見とかがなければこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。 それでは、これで第１１回の「特別職報酬等審議会」を終了させていただきます。 どうもありがとうございました。 ―― 了 ――
---	--